

令和 7 年度第 3 回 多摩市男女平等参画推進審議会 要点録

開催日時：令和 7 年 7 月 8 日（水）17：00～19：00

場 所：TAMA 女性センター 活動交流室

出席委員：中島康予委員、木本喜美子委員、神子島健委員、鈴木景子委員、島田直広委員、高井秀雅委員、本間まり子委員（会長・副会長以下 50 音順）

欠席委員：木村有希委員

計画改定受託事業者：（株）文化科学研究所

事務局：古谷部長、西村課長、武井係長、米山主任

傍聴者：1 名

（発言者凡例：◎会長、○委員、□（株）文化科学研究所、◇事務局）

1 開会

2 議題

（1）〔報告〕令和 7 年度第 2 回多摩市男女平等参画推進審議会要点録の確認について

○2 ページ目中段「平和 30 年度」と誤記載があるので、「平成 30 年度」として頂きたい。4 ページ目「多様なバックグラウンドを持つ」から始まる文章の文末の「記載してはどうか」を「記載をしてはどうか」に改めた方がいい。また 8 ページ目の上から 7 行目事務局の発言の「◇」が抜けている。

◇修正させて頂く。その他、修正点等ある場合は 7 月 18 日（金）までにご連絡いただきたい。

（委員一同：了承）

（2）〔協議〕令和 6 年度 第 4 次多摩市女と男がともに生きる行動計画推進状況行政外部評価について

（資料 2、資料 3 について、事務局から説明）

○資料 3 の 5 ページ目、「③女性の視点に立った災害対策と女性センターの役割について」の 4 行目に「防災安全課職員 9 名中、女性職員が 1 名」という記載について、今回増員をして頂いたという事だが、これに続く文書の表現が後ろ向きに感じる。

○女性職員 1 名に責任を負わせるのは負担であるということだが、市職員として採用されたら、気概を持ってやってもらうのは女性だけでなく男性でも同じである。女性セ

ンターなど様々な組織と繋がってその人を活かしていく、ポジティブな表現に改めた方が良いのではないか。

○女性の担当職員が1人であることについて、後ろ向きに取られてしまうのはよくない。前回の要点録を見ると、女性職員が自分の視点だけで女性全体を代表しているのかという葛藤についての記述があったが、その面だけを捉えた評価となるのは望ましくない。

○組織的な対応として、1人でも女性職員がいてくれることは、災害対策を行う上で非常に有益であることは間違いない。更に2人、3人と増えればいいのかもしいかなが、この辺りの表現をもう少し工夫できないか。

○今の意見に同意である。女性職員が女性を代表して判断していくことは、女性全体のエンパワーメントになることは間違いない。2人、3人いることによって更にエンパワーメントされる、という表現が良いと思う。配置された女性職員が力を十分に発揮できるような体制づくり、あるいはその職員の動かし方の工夫が必要ではないかと、いう流れがよいのではないか。

○女性職員が十分に力を発揮できるように、女性の災害対策については、防災安全課と女性センターとで十分に連携を取って頂き、さらによりよい体制を作っていただきたいというような表現がよい。

○職員9名中女性職員が1名というのは多い数ではないと思う。すぐには難しいと思うが、いずれは9対2、9対3と徐々に女性職員比率が増えていくことを望む、というような前向きな書き方がよいのではないか。黄色の網掛けがある2行を削除し、将来的には女性職員比率が増えていくようにしてほしい、という表現で締めくくることが良いと思う。

◇女性職員の配置に対しては評価し、配置された女性職員がポジティブに動けるような体制作りをほしい、そのためにも防災安全課と女性センターとの連携を強化してほしい、という文脈が続き、最後に中長期的な視野で防災部門への女性職員の配置が増えていくことが望まれるというような結びでよろしいか。

(委員一同：了承)

○6 ページ目中段「ホストタウンとなったことをきつかけ」の「け」が抜けている。

◇本日いただいたご意見を踏まえ、最終案を作成し各委員にメールで送付する。各委員確認に確定とする。確定版は、次回第4回審議会で報告する。確定した外部評価は部長級職員で構成する推進会議に報告し、また令和6年度の推進状況報告書にも掲載する。外部評価でいただいたご意見への市の対応について、市側の改善に時間を要するものもあり、行動計画の中間見直しの項目として加えることも考えている。

(3) [協議]第4次多摩市女と男がともに生きる行動計画中間見直しについて

(資料4について、事務局から説明)

◇資料4をたたき台とし、施策にぶら下がる事業などについて、過不足がないか等を審議頂きたい。令和6年4月施行の「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に関連する施策には、青字で「困難」マークをつけている。「困難女性支援法」については、項目としても頭出しする事を考えているが、それ以外にかなり広い範囲をカバーする法律になるので、その項目以外にも困難女性に関係する指標や施策について、広くマークを付けていく形で対応している。次に、基本目標1「性別にとらわれない誰もが暮らしやすいまちの実現」については、施策として「教育現場等における男女平等参画推進のための意識啓発」の新設を提案するものである。市民意識調査において「学校教育現場での啓発が重要」という意見が多かったことを受けてのものである。これまでは、教育現場と市民への意識啓発はまとめていたが、教育現場を独立させるという提案である。「困難な状況におかれている方の支援」も施策の新設を提案するものである。女性支援法の範囲は多岐に渡る重要な法律なので、施策として柱の一つ立てることを提案している。資料4はあくまで事務局案なので、たたき台として要不要や過不足を議論いただきたい。

○基本目標1・課題1に「教育現場等における男女平等参画推進のための意識啓発」という施策を新設するとの提案だが、既存の事業番号7「児童・生徒の男女平等参画意識の醸成」とは別建ての施策なのか、それとも統合するのか。

○新設の施策(4)「困難な問題を抱える女性への支援」について、「新規追加を検討する事業(案)」として若年層や外国人女性への支援が明記されているが、施策としては位置付けられていない。事業レベルで位置付けると考えてよいのか。また若年層の年齢幅はどのくらいかをイメージしているのか

◇現行の行動計画の36ページの事業番号6に「教職員の男女平等参画意識の醸成」という項目がある。また、37ページの施策(3)「多様な性と生を尊重する意識啓発と情報提供」にも教職員の男女平等参画意識の向上に関する項目がある。家庭、学校、地域におけるジェンダー平等意識の向上という課題の中に、男女平等参画意識の醸成と多様な性と生を尊重する意識啓発の2本があり、児童生徒向け、教職員向けの事業が両方に渡って入っている。市民意識調査や職員意識調査でも、学校現場で男女平等参画意識の向上や多様性に関する意識向上を図るべきという回答が上位であったことも踏まえ、学校現場での取り組みを1つの柱として立ててはどうかという提案である。続けて「課題2 困難な状況に置かれている方への支援」についての項目は、従来の「ひとり親家庭への支援」、「高齢者、障がい者、生活困窮者等への支援」、

「性的指向・性自認（SOGI）に関する課題を抱えている当事者等への支援」に加え、「困難な問題を抱える女性への支援」の新設を提案したものである。この柱にぶら下がる取組として、「若年層へのアウトリーチ支援」や「外国人女性への支援」を掲げたものである。これらについては、個別に施策として位置づけた方がよいかなどは議論の必要があると考えている。若年層の幅については、就学年齢世代から中高世代に渡り困難がある現状のなかで、政策的にも取りこぼれている課題があると考えている。若年層の重点化や外国人女性の困難性を挙げているが、女性支援法は幅広く、DV被害者やひとり親ではない女性も、女性であることで様々な困難を抱え社会的弱者になっている点をポイントにしている。障がい者で女性というような場合も含まれるのである。資料にお示しした事例は、これに限るものでなく、あくまでも一例として提示したものであり、過不足がないか議論いただくためのたたき台としてイメージしてもらいたい。

○前任期の審議会には外国籍の委員が参加されていたが、外国人女性の課題が重要だと仰っていて、私もその重要性を感じた。外国人女性というターゲティングは明確で、落ちてしまいやすい部分を特定する点で重要である。若年層も様々な問題を抱えているが、若年層というだけでは、困難の特定が難しいと思う。前任期の審議会でも一横キッズの話題が出たが、繁華街に集まる若者は、東京だけでなく地方からも集まってくるという議論もあった。若年層という括りの中では困難性が多様になるため、アウトリーチをする際のターゲットの絞り方が重要である。

○扱いが難しいのは、法律が幅広く掛かっているためである。施策(1)、(2)、(3)に入っていないものを掬い取る意味合いとして、分かっている人にはそれでも良いのかもしれないが、市民への見せ方としては、困難な問題を抱える女性への支援を一番上に持ってきた上で、10代からのターゲティングとして、(2)ひとり親家庭、(3)高齢者・障がい者(4) LGBTQ+当事者、といった見せ方をするのも良いかもしれない。補足として、第4次行動計画の前半5年間の審議会での議論の中心は困難女性の支援であった。この位置付けのあり方を議論することで、中間見直しで反映させるべき内容が見えてくると思う。

○厚生労働省の女性支援ポータルサイト「あなたのミカタ」で、多摩市を検索すると女性センターが出てくる。ここを検索した人が困難女性と言っても妊娠、ひとり親、障がいといったことだけではなく対応してもらえんと思うことが大事だと思う。対応可能な相談はDVやストーカーなど様々である。リプロダクティブヘルスライツも関係するが、望まない妊娠は若年層だけでなく夫婦間にもあり得るため、リプロダクティブヘルスとは別に記述があると良いと思う。経済的に困窮している家庭以外にも、困難女性であることは起こり得るという記述があると良い。全体を見て最適なやり方が

あるかもしれない。個々の問題解決のための支援について、2つの結論をまず提示し、考えていくことになる。

◇補足として、女性支援法はあらゆる困難を抱える女性を支援するという点と、女性支援にあたっては女性相談支援員を配置し、寄り添いながら支援していくこと、民間団体との連携、内部の連携体制の強化など、こちらは審議会からも提案頂いた。庁内や外部機関との連携や支援体制など女性支援を支える仕組みを計画に含める必要がある。女性支援の推進体制と個別の対象に対する支援をバラバラに記載すると分かりにくくなる為、それらをまとめる箱として施策を一つ用意し、そこに女性支援法に対応した様々な取組を入れ込み、取り組んでいきたいと考えている。

○「教育現場等における男女平等参画推進のための意識啓発」だが、教育現場の課題、具体的に何があるのかは気になるが、事業としては何も書かれていない。具体的にどんな事業をしているのかは、困難な女性の話を例に挙げると、整理するための箱なので、中身がなくても箱は作っておいた方がいいだろう。

○教育現場の話は新しい話なので、「箱を作ればいい」では済まないと思う。具体的に何があるのか。資料の右にある新規追加を検討する事業に掲載されている事業は実際に行っているものか。教育現場とは分けて、教育現場における意識啓発の具体的な事業、かつ実績があるものも既に沢山あると思う。現状は、教職員の啓発と児童生徒の啓発を1つの施策にしている。

◇事務局案であるが「教育現場等」と意味合いが広いので、「学校現場等」と絞った方が取組みを精査しやすいかもしれない。特に義務教育の小学校などに絞った方が深堀した取組には繋げられると思う。幼稚園や保育所まで含めるとアプローチの仕方が違うので、幼稚園の教員への意識啓発はまた別の話となる。

○「教育現場等」という言葉のままでいい気もするが、確かに幼稚園、園児への意識啓発を学齢期の児童と一緒に取り組むのは難しいと思う。逆に幼稚園の先生も早くから取り組むべき課題と思うので、市の事業から考えると、「教育現場等」という言葉は適切ではないかもしれない。

◎基本目標2「ワーク・ライフ・バランスとあらゆる分野における女性の活躍の推進」に入る。事務局から説明をお願いしたい。

◇(2)「男女で担う家事・子育て・介護の促進」を「家事・子育て・介護への支援や参画促進」に変更したい。家庭の形態として、「男女」が揃っている事を前提とするのではなく、LGBTQ+への配慮や、単身世帯が増えている状況もあり、外部サービスを使う事も考えられる為、現状に即していないと考え改めたものである。市の事業も表の右側に紹介させて頂いているが、子ども・若者政策課で「誰でも通園制度」が新た

に実施されている。多摩市の保育園は空きが生じている状況があり、そういった保育園を利用して、保育園に入園していないが、親の都合で少し預けたい時に、一時保育として気軽に利用できる制度になる。保育園の代わりとして利用されることで、「リフレッシュ一時保育事業」という、今までメインとなっていた一時保育事業の利用が減り、こちらに流れている現状もある。また「パパママ学級」という、母親だけではなくて、これからお子さんが生まれるパパ向けの講座として、子育てや母体の事を学ぶ事業を健康センターで実施している。また、「（２）市職員の女性活躍推進」においては、前回審議会で委員から意見として頂いた「メンター制度」や「女性職員向けのキャリアプラン」などを、書かせて頂いている。また「３（２）男女平等参画社会の視点に立った災害に強いまちづくりの推進」については、新たな追加事業の案として、「女性消防隊員の数」と、「地域の女性防災リーダーの活動」をあげている。多摩市に女性消防団員はいるが、数値目標を加えた事業はなかったので、案として書かせていただいている。また新規提案の「４（１）女性の就労・再就職・キャリア形成・起業支援」について、今までは女性に対して「就労、再就職、キャリア形成支援」として、どこかに就職することを前提とした支援だったが、自分が事業主になるという視点も加えている。右欄にも書いているが、経済観光課で「起業・創業支援」をしていて、前回審議会でもお話しした「起業塾」の「志（こころざし）創業塾」以外に「創業女子会」という、女性限定で創業したい方向けのコミュニティや、「経営塾」という既に経営している方のお悩み相談のような事業もあるので、男女平等参画を意識しながら、起業する方への支援についても、指標として増やしていくことも考えている。

○「男女で担う」という表現は家族の中で閉じ込めることにもなるので、新案の方が適切だと思う。

○女性の就労、再就職、キャリア形成・起業支援といろいろなことが盛り込まれ、これらの施策に困難女性も入るしまた困難女性とは限らない場合もある。経済観光課の起業支援の取組みと困難女性への対応はリンクしているのかは少々疑問が残る。困難女性と意識的に結びつけるためには何が必要か。現在のところはハローワークに委ねている形になるのか。

◇困難女性と就労支援は、就職をしたいけど出来ない、キャリアに不安を抱えている女性などの支援として考えており、関係性はあると考えている。市や公共の取組としては、経済観光課やハローワークで取り組んでいる事業となる。女性センターとしてもハローワークや東京しごとセンター多摩と連携して事業を行っている。事業番号54、55 辺りは、東京しごとセンター多摩と協力して、女性のキャリア支援を中心に行っているところである。

○起業と考えたときに、社会的起業によって支援する側を作るという意味では、ローカルな繋がりを作ったり、困難を抱えている女性と繋げられるかもしれない。

○経済観光課の取組は理解したが、女性センターでは具体的に何をやっているのか。

◇女性センターは、東京しごとセンター多摩との共催事業を年に2回やっていて、企画する内容が幅広いので、例えばIT人材の育成をテーマにした年もあれば、起業を支援する内容の年もある。単純に就職の為に面接対策であることもあり、色々な対策を行っていただいている。市の分掌で捉えると、起業支援と言えば経済観光課となる。

○そちらは、起業したい方向けの支援ということか。そちらはやはり困難な女性への対策と言えるのかは疑問が残る。

◇就業のハードルを下げるためのリハビリ的な活動も含まれると思うので、福祉施策として「しごと・くらしサポートステーション」という、生活保護になる前に自立支援に繋げていこうという、委託事業で実施している事業がある。例えば、DVに関連した経済的困窮に対し自立支援のサポートから就労支援に繋げていくという側面はあると考えている。この辺りは「女性活躍」としての側面と、DVや経済的困窮などからの「自立支援」の両面から考えている。

○自立支援の側面があるということか。

◇しごと・くらしサポートステーションは仕事と暮らしについてのサポートをしており、働きたいという方、ずっと働いておらずブランクがあり、社会に出るのが不安な方、お金の使い方が分からず、借金をしてしまう等の相談も受けており、家計簿を見てくれるなど幅広く相談を受けている。どちらの側面もある。修正案はこのまま採用して具体的な検討などを踏まえたうえで決定させていただく。

◎基本目標3「人権尊重とあらゆる暴力の根絶」について事務局から説明をお願いしたい。

◇基本目標3「人権尊重とあらゆる暴力の根絶」はDV関係、ハラスメントに関する対策や健康支援に関する対策、リプロダクティブヘルスライツに関する対策を記載している。「困難」マークも多く入っている部分となる。目標1の再掲事業となるが「ジェンダー、多様性などの要素を含めた講座」を小中学校の出前授業として実施している。女性センターが行っているものと子ども家庭センターが実施しているものとあり、内容は少々異なっている。またDVの新たな対策として注目されているもので、男性向けの相談事業がある。すでに、ひとり親でDVから逃げている等の場合、母子父子自立支援員が対応することになっているが、男性専用の窓口はないため、挙げさせていただいた。

○その場合、被害者は男性ということか。

◇そうである。それ以外にも大きな自治体等ではDV被害者の為の更生プログラムを組んでいる自治体もある。被害者にも加害者にもならないための対策という事である。市民意識調査でも、男性は相談に行くハードルが高い事が判明しているのも、男性に対する相談の間口を開いていくことは今後の重要な対策の1つと思われる。また「新規追加を検討する事業」として、「ジェンダー、LGBTQ+に関する出前授業」を検討している。未実施ではあるが「アウティングの防止」に関する事業も検討している。施策(1)「セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為、性暴力の防止の為の意識啓発と情報提供」と(2)「性的指向・性自認(SOGI)に関するハラスメントの防止のための意識啓発と情報提供」であるが、性に関するハラスメントについて、セクシュアル・ハラスメントや性暴力、ストーカー行為と、性的指向・性自認に関するハラスメントをどう区分するか悩んでいる。ハラスメントと性暴力は同じ区分になっているが、分けて考えるべきという視点もある。カスハラなど、ハラスメントの示す範囲を拡大していくことも検討課題である。健康については、リプロダクティブヘルスライツや年齢年代に応じた健康支援が重要であり、プレコンセプションケアに関する啓発は健康推進課で行っているが、指標や事業はまだない状況である。高齢者向けの自主活動支援も重要である。高齢者が元気で生き続けるためのフレイル予防や健康維持のための指標が不足している可能性がある。健康づくり推進員や介護予防ボランティアなどのフレイル予防プロジェクトは福祉部門で行われているが、男女平等参画計画ではこれまで取り上げてこなかった。年齢年代に応じて、女性だけでなく男性特有の健康問題にも対応する必要がある。男性の健康問題など、男女がお互いに理解を深める啓発も必要であると考えている。

○性暴力については、用語の取扱いが難しい。ハラスメントは基本的に犯罪にならない程度の行為であり、ストーカー行為は、何度も付きまとい警察などから警告などを受けなければ犯罪となるが、性暴力というと、身体接触を伴うものと考えられる。

○性に関する犯罪は？

○「性犯罪」となる。性犯罪の中の「性暴力」なので、更に意味合いが狭くなる。ストーカー行為も半分は性犯罪となる。セクハラと性暴力などの区分について言及があったが、法律的にも性暴力とセクハラと盗撮など、区分が異なっている。「性暴力」というと身体的接触が生じて初めてその名前が付くので、そうなると「盗撮」はどの区分になるのか判定が難しい。「性犯罪」には入るが「性暴力」にはならないケースもある。何が違うかという、行政上の管轄が異なる。性犯罪、ストーカー行為は警察、ハラスメント、カスハラなどは労働基準監督署となる。もし計画上も管轄上の区分で考えるなら、(1)性暴力とストーカー行為、(2)ハラスメントとすると綺麗にまとまるのではないかと。

○家庭内のモラハラは？

○家庭内の暴力は、難しいが民事の問題となる。DV の一種をモラルハラスメントと言っているので、当人同士の感覚の問題も出てくる。性犯罪は警察、ストーカー行為も警察、家庭内暴力も含め「ハラスメント」は、まずは暴力としては取り扱えないと考えるのが妥当か。

○ここは無理に線を引くことに注力するのではなく意識啓発がメインなのではないか。

◇犯罪行為に対する被害者支援については、市の犯罪被害者相談窓口が受け皿となる事はできる。課題 1 の暴力防止のところでも相談窓口や被害者自立支援があるので、DV という括りの中で自立支援とか相談窓口という施策を講じているが、下の課題 2 については、一旦全部まとめる形とし、事務局でも具体的な支援についてもう 1 度洗い出しをしたい。

○経験則として、南側の唐木田周辺にお住まいの方は、北側の聖蹟桜ヶ丘には立ち寄らないのではないかと。そのため聖蹟桜ヶ丘の事業は知らないことが多いし、意識が向かわない。長く市民活動に携わっている家族も知人も同じような感覚であったと思う。逆に北側の地区に住んでいる方は、南側の地区の事は知らないのではないかと。このような状況があることを踏まえると、「女性センターの認知度」については、女性センターが関戸に拠点を置く施設であるということもあり、例えば相談事業について、月 1 回程度、ベルブ永山なり中央図書館で行う等することで市民全体の認知度は向上すると思う。それだけでも結構変わるのではないかと。

○出張アウトリーチ事業ということか。その場合、場所としてはやっぱり中央図書館かベルブ永山がいいのではないかと。

○多摩市の北の方に住んでいたことがあったから、関戸の女性センターに気が付けたので、南の方に住んでいたら審議会委員になっていなかったかもしれない。新しくできた図書館にはまだ行ったことはないが、とても良い案だと思った。

○それぞれの地域で周知活動を行うことで、認知度も高まっていくと思う。

○今なら中央図書館がよいのではないかと。オープンしたてであることに加えて、老若男女、若い方も沢山利用されている。

○案内板を立てておくだけでも、認知度は結構上がると思う。

◇目標 4「男女平等参加社会の実現に向けた総合的な計画の推進」については、

「(1)TAMA 女性センターの充実」として、新たな「TAMA 女性センター」のあり方の検討について新設した。このようなタイトルにした理由は、「TAMA 女性センター」という名称の検討の必要性が出てきたというところで、市民意識調査でも、前回の 5 年前

調査より、「このままの名称でいい」と回答した人が少なくなり、名称変更をした方がいいと思っている市民が増えている事と、他市も「女性センター」と冠していた施設がどんどん男女平等参画センターなど名称を変更している中で、TAMA 女性センターについても引き続き女性特有の困難や女性特有の問題については取組む必要性は受け継ぎつつも、それに加えて男性特有の問題や男性の生きづらさの部分に焦点を当てていく必要性が生じてきたと考えている。男女平等の観点からも、その辺を見直していく中で、女性センターを充実していくにとどまらず、女性センター自体のあり方を検討していく、ここは検討という段階にとどめさせていただいているが、①施設の名称変更、②男性相談の検討、③男性支援として男性向けの講座を女性センターで行う3点を検討している。

○以前の議論の中で「TAMA 女性センター」のままでよいという意見もあった。

◇改めて名称だけでなく事業内容についても審議いただきたいと考えている。すぐに結論が出る話ではないと思うが、今後ともご意見を伺いたい。

2 その他

◇次回審議会は、8月7日（木）13時開始を予定。行動計画の中間見直しをメインに審議いただく。また、女性センター市民運営委員会と協力し、市民ワークショップを7月と9月に実施する。1回目は7月12日（土）午前中に全世代を対象に、アンコンシャス・バイアスをテーマに実施し、審議会委員にも基調講演をいただく予定。

◎本日の案件は全て終了した。第3回審議会は終了する。

以上